

財務省告示第四百五十七号

省令第三十号（昭和三十七年大蔵省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平成十七年十一月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第五十一

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

の法律及びそ 第二十六年法律第一百一号）第十一

別会計法（明治三十九年法律第

六号）第五十一条及び第五

ノ二 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額に各申込みの応募価格を募入額により加重平均し、得られる価格をその発行（以下「非とするものによる発行（以下「非

四 発行方法

三 振替法の適用等

二 法律及びその

一 名称及び記号

平成十七年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

口

札 発 行 争 入

八

国 債 市 場 加

特 別 参 加

者 第 一 次

非 争 入 札 発 行 争

争 入 札 発 行 争

行 国 債 市 場 加

国 債 市 場 加

特 別 参 加

者 第 一 次

非 争 入 札 発 行 争

争 入 札 発 行 争

競争入札発行「と
いう。）」
市場特別参加者
（以下「国債
参加者」とい
う。）
て、財務大臣が
各限額を定め
る。参加者によ
り、発行（以下
「国債」）の決
定を及
び価格競争入札
の募集の決定を
した後に、行わ
れる入札であつ
た。
競争入札発行「と
いう。）」
市場特別参加者
（以下「国債
参加者」とい
う。）
て、財務大臣が
各限額を定め
る。参加者によ
り、発行（以下
「国債」）の決
定を及
び価格競争入札
の募集の決定を
した後に、行わ
れる入札であつ
た。

各申込みのうち
応募価格の高い
ものを採用する。
各申込みの応募
額を案分により
割り当てる。
各国債市場特別
参加者ごとの
応募額を割り当
てる。

各国債市場特別
参加者ごとの
応募額を割り当
てる。

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価
込 利 発 競 加 場 び 札 格
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(一) 年一
募入〇パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた第
二式により算出した金額を第
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{62}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるも
のとして振替口座簿中の口座に
記載又は記録されるものにつ
いては、前記(一)の算式により
た金額から当該金額に百分
十を乗じた金額(ただし、当該
国債を発行した金額において
者が非居住者又は外国法人
者が非居住者である
る場合には、前記(一)の算式
算出した金額に当該非居住者
は外国法人が適用を受ける所
税の税率を乗じた金額)を控除
することができる。
平成十八年三月二十日を支払期

とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成十七年十一月二十一日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十二年九月二十日	利子を支払う。六月間に属する
					て、その日以前
					を、支払期とし、各支払期において
					毎年三月二十日及び九月二十日
					後、第二期以後の利子